

一般国道18号坂城更埴バイパス（坂城町区間）改築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査

かみごみょうじょうりすいでん し  
**上五明条里水田址 現地説明会資料**

（一財）長野県文化振興事業団  
 長野県埋蔵文化財センター

上五明条里水田址は、千曲川中流域に位置し、坂城町網掛、上五明、上平に広がる遺跡です。遺跡名に付けられている「条里」とは、古代から行われた、碁盤の目のように東西南北に土地を区画した、制度のことです。

これまでに、坂城町教育委員会や県埋蔵文化財センターによって何度も発掘調査が実施され、水田跡以外にも、古墳時代や平安時代の集落跡が確認されています。

今回の発掘調査では、地表下約1.2～1.5mから平安時代（10世紀頃）の<sup>たてあなたてものあと</sup>竪穴建物跡や、<sup>どこ</sup>土坑がみつかっています。遺物は、<sup>はしきす</sup>土師器や須<sup>えき</sup>恵器、<sup>かいゆうとうき</sup>灰釉陶器、<sup>とうす</sup>刀子などの鉄製品が出土して

います。また、鉄を製錬するときに出る不純物<sup>てっさい</sup>「鉄滓」もみつかっています。過去の調査で製錬鍛冶炉と考えられる遺構がみつかっており、関係があるかもしれません。

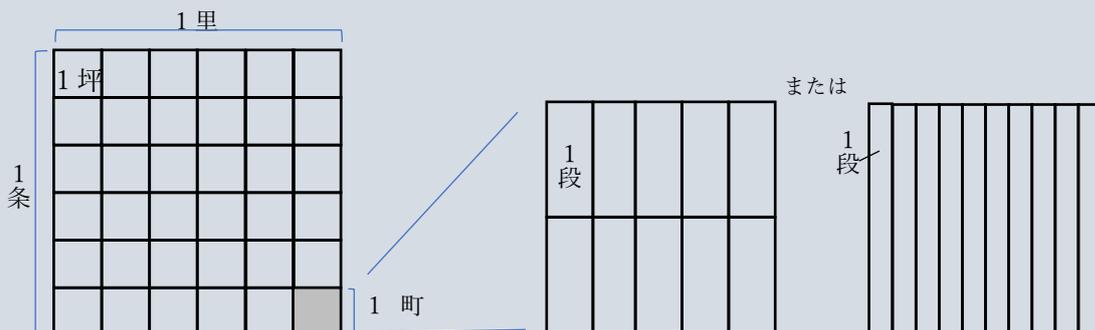


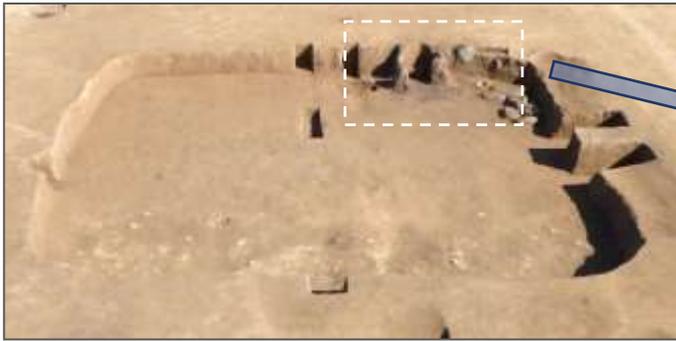
**遺跡位置**

国土地理院 2.5 万分 1 地形図（坂城）一部改変

豆知識「条里制とは？」

条里制とは1町<sup>ちやう</sup>（約109m）四方の区画を1坪<sup>つぼ</sup>とし、坪を縦に6個並べて1条<sup>じやう</sup>、横に6個並べて1里<sup>り</sup>とした土地区画制度。1坪はさらに10分され、その1区画を1段<sup>たん</sup>とした。土地を管理するために、古代から中世にかけておこなわれたと考えられています。

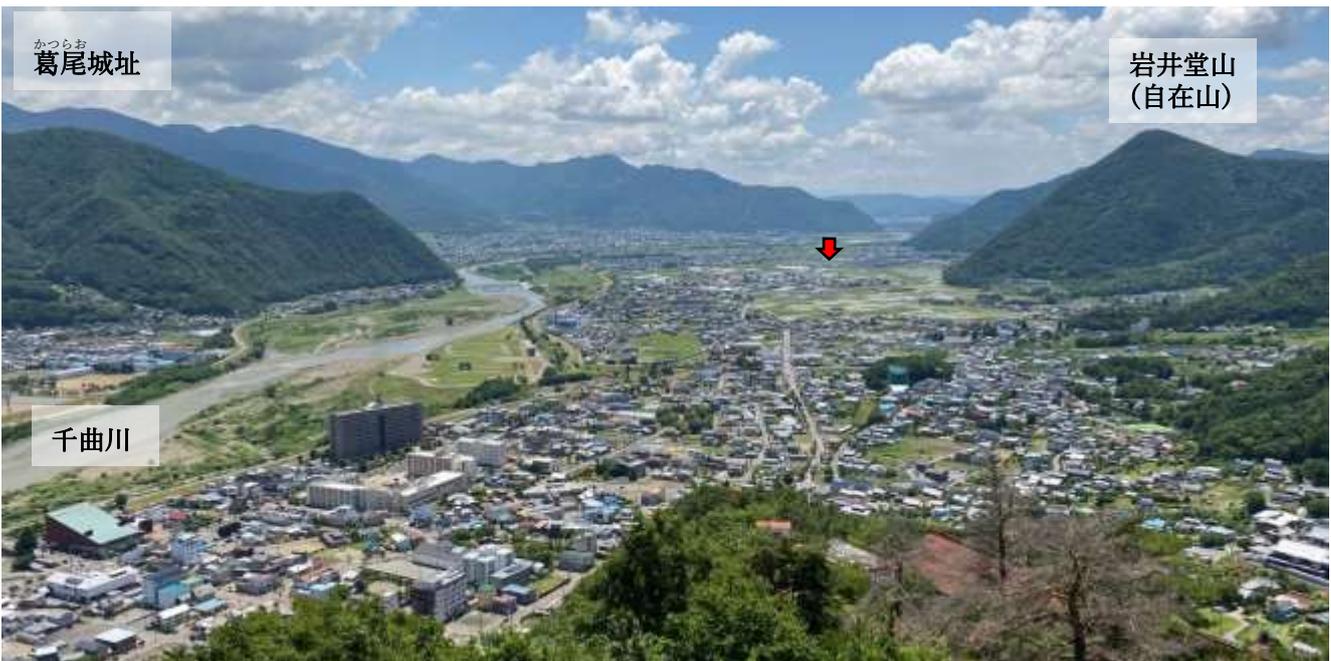
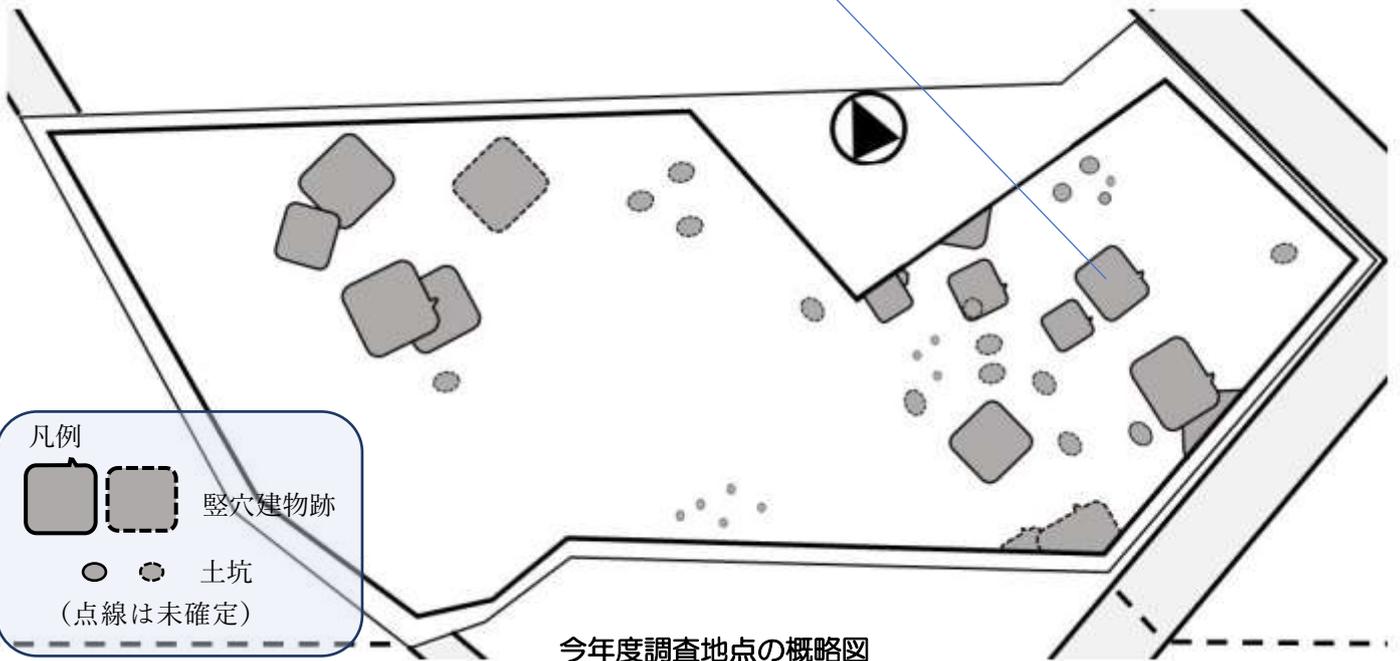




平安時代の竪穴建物跡



カマド



荒砥城跡（千曲市）から千曲川上流をのぞむ（矢印が今回の調査地点）